

# 江別市立江別第二中学校いじめ防止基本方針

## 1. いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめ防止対策推進法第3条)

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条(平成25年9月施行)に基づき、江別市立江別第二中学校のいじめ防止のために策定した。また、「いじめの防止等のための基本的な方針(平成29年3月改訂)」や、その後改定された「北海道いじめ防止基本方針(令和5年3月一部改定)」「江別市いじめ防止基本方針(令和5年11月一部改定)」を受け、本校においても点検・見直しを行うこととした。

この基本方針のもと、江別第二中学校では心身の調和が取れ、感性豊かな生徒を育成する教育を推進し、全ての生徒が笑顔にあふれ、希望に満ち、そして安心して学校生活を送るために、いじめの起こらない学校づくりを推進する。

## 2. いじめの定義、いじめの理解

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止対策推進法(以下「法」という)の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、いじめは、単にいじめられている児童生徒といじめる児童生徒の関係だけでとらえることはできない。いじめは「観衆」や「傍観者」などの周囲の反応が大きく影響している。よって、いじめは、加害者、被害者だけの問題ではなく、全ての児童生徒等に関する問題(集団の問題)であることを認識する必要がある。いじめの中には、「犯罪行為」や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが必要となるものが含まれており、想定される主な事例には次のようなものがある。

学校で起こり得る主な事例	該当し得る犯罪
・性器や胸・お尻を触る。	・不同意わいせつ(刑法第176条)
・同級生に「死ぬ」とそそのかし、その同級生が自殺した。	・自殺関与(刑法第202条)
・顔面を殴打しケガを負わせる。	・傷害(刑法204条)
・同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。	・暴行(刑法第208条)
・裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	・脅迫(刑法第222条)
・遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。	・強要(刑法第223条)
・教科書等の所持品を盗む。	・窃盗(刑法第235条)
・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。	・恐喝(刑法第249条)
・スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。	・児童ポルノ提供等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条)

これらの対応にあたっては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮したうえで、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に相談・通報を行い、適切な援助を求める必要がある。

### 3. いじめ対策のための校内組織の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長・教頭・主幹教諭・生徒指導担当教諭・各学年主任・特別支援学級主任・該当教諭・いじめ防止係による「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。またスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等関係機関を組織の構成員に位置づけ、必要に応じて出席を依頼する。委員会は、いじめ問題に組織的に取り組むにあたって中核となるもので、次の役割を担う。

【いじめ対策委員会の主な役割】

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ②いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ③いじめ防止対策委員会の存在及び活動を生徒及び保護者に周知する。
- ④いじめの相談・通報の窓口
- ⑤いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報収集と記録、共有
- ⑥いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

### 4. いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論するなどのいじめの防止に資する活動に取り組む。また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

児童生徒に対して、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学級・学校風土をつくる。

教職員においても、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。特に配慮が必要な下記児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえ、プライバシーに十分配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・多様な背景(発達障がい、精神疾患、健康課題)を持つ児童生徒
- ・支援を要する家庭状況(経済的困難、家庭での過重な負担等)にある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ・性的マイノリティ(典型的とされていない性自認や性的指向を持つ人又は性自認や性的指向が定まっていない若しくは持たない人)の当事者であることにより困難を抱えている児童生徒
- ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

- ・未然防止のための具体策として、いじめゼロを目指した児童会・生徒会活動や、ネットいじめ防止のための情報モラル教室などを実施する。
- ・学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命(いのち)の安全教育」を推進する。

#### 【主な取組】

##### (1) 教育活動の充実

- ①学校の教育活動全体を通じた道徳教育や自己肯定感を育む体験活動の充実
- ②「若草会」(生徒会)を中心にした「江別第二中学校人権宣言」、いじめ根絶活動の推進
- ③情操や創造性を高め、心豊かな生徒を育成する文化活動の推進、読書活動の充実
- ④体育活動、部活動を通じた、礼儀と規則の遵守、人間関係の醸成の推進
- ⑤「いじめ未然防止プログラム」の策定と実施

##### (2) いじめ見逃しゼロのための取組

- ①いじめアンケートの実施
- ②hyper-QU、「ほっと」の実施
- ③各種検査結果の活用

##### (3) 温かい人間関係の基盤をつくる教師の取組

- ①定期、随時の教育相談での「寄り添い」による信頼関係を構築する生徒指導の充実
- ②生徒同士が認め合い、励まし合い、支え合う関係性を築く学級・学年経営、教科指導の充実
- ③いじめに関する校内研修による教職員の資質能力の向上
- ④生徒を人間として尊重する言葉遣いや指導方法の実践

・生徒の良い点を言葉にして伝える

・「教室マルトリートメント」と言われる指導言語、指導方法を使わない。

質問形式の問い詰め(「何回言われたらわかる?」)、裏を読ませるような言い方(「やる気がないならもうしないでいい」「じゃあもういいです、さよなら」)、脅して動かそうとする(「〇〇しないと〇〇できなくなるけどいいの?」)、下学年の子と比較する(「そんな子は小学校からやり直してください」「幼稚園児でもできる」)等は不適切な指導であることを踏まえる。

## 5. 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

また、児童生徒の「早期の問題認識能力(心の危機に気付く力)」を養い、「援助希求的態度(身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと)」を育成できるよう、必要な教育を行うとともに、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が児童生徒の心情に寄り添い、迅速に対応することを徹底する。教職員は、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを理解する。

早期発見のための具体策として、北海道教育委員会や市等が実施するアンケート、教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

アンケート実施後は、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施する。なお、個人面談を実施することにより関係児童生徒がアンケートへ回答したこと等が他の児童生徒に推測されないよう、面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払う。

#### 【主な取組】

- ・いじめアンケートの実施(いじめの概要・経過・事後の指導などを職員に周知する)
- ・教育相談の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ・心理、福祉等に関する専門的知識を有する心の相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどとの連携を図り、いじめの早期発見や被害者の心のケアに努める相談体制を構築する。

- ・生徒の変化について、気付いたことを職員会議などにおいて教職員全体で共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。
- ・全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修に取り組む。
- ・スクールカウンセラーとの連携
- ・保護者からの情報収集
- ・養護教諭からの情報提供
- ・生徒の状況を朝の打ち合わせ、職員会議等において教職員全体で共有し、より多くの目で当該生徒を見守る。

## 6. いじめへの対処

学校の教職員が、いじめの発見・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに、学校いじめ対策組織に対し報告し、学校の組織的な対応につなぐようにしなければならない。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、あらかじめ保護者等に対して説明のうえ、学校から警察へ相談・通報を行う。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

## 7. いじめの解消

いじめは単に、謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織は、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察することが必要である。

## 8. インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめの未然防止のため、生徒及び保護者に対して情報モラルに関する啓発活動を実施する。

教育委員会が実施するネットパトロールに加え、学校でも必要に応じてネットパトロールを行い、関係機関と連携・協力して対応を進める。

### 【主な取組】

- ・全校生徒を対象にした、外部講師を活用したネットモラル集会の実施
- ・ネットパトロールの実施
- ・保護者への啓発(懇談会の活用、広報等)
- ・日常的指導の実践(事例提示)
- ・情報収集

## 9. 学校間の連携

いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒の進学や進級、転学の際には、児童生徒の個人情報の取扱に配慮しつつ当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎが確実に行われるよう整備する。

## 10. 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

重大事態とは、法の規定に基づき、次の場合をいう。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法第28条)

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。なお、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめが原因ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

### (2) 教育委員会又は学校による調査

#### ① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に報告し、教育委員会から市長に事態発生について報告する。

#### ② 調査主体

学校は重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。教育委員会が調査の主体となるのは、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合とする。学校が調査主体となる場合は、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導や支援を行う。

### (3) 調査を行う組織

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、速やかにその下に調査組織を設ける。教育委員会が調査を行う組織には、子どもの心理や福祉の知識を有する専門家などの協力を得られるよう努める。

### (4) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(から)、誰から、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係、教職員の対応方法など事実関係を、可能な限り網羅的に確認する。この際、因果関係の特定を必要以上に急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

<いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合の対応>

- ・いじめを受けた児童生徒の話をしていねいに聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員を含めた関係者から、いじめ事案の十分な聴き取り調査、質問紙調査などを行い、事実関係を明確にする。この際、個別事案が広く明らかになり、被害児童生徒及び情報提供者などに被害が及ばないように十分に配慮する。また、いじめを受けた児童生徒にはスクールカウンセラーや心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーなどを活用し、継続的に学校生活を支援できる体制を整える。

<いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが困難な場合の対応>

- ・いじめを受けた児童生徒の何らかの事情により、児童生徒からの聴き取りが困難な場合は、当該児童生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、適切な方法で調査を実施する。

### (5) 心のケア、情報発信

教育委員会又は学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

### (6) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任


教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

### (7) 市長への報告

調査結果は、市長に報告する。(6)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希

望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

H26 年度末策定  
H29 年度末改定  
R 2 年度末改定  
R 3 年度末改定  
R 4 年度末改定  
R 5 年度末改定  
R 6 年度末改定  
R 7 年度末改定



# SOSを見逃さない いじめ防止対応マニュアル ～いじめの基本的な対応～

## ■ マニュアルの構成

### いじめ対応の流れ

- ① いじめの疑い（芽）の発見
  - ② 機を逃さぬ指導
  - ③ いじめ対策組織への報告
  - ④ いじめの実態把握
  - ⑤ 指導方針・再発防止策の検討・決定
  - ⑥ 子どもへの支援・指導
  - ⑦ 継続的な見守り
  - ⑧ いじめの解消
  - ⑨ いじめ重大事態
- \*聴き取りシート  
\*いじめ防止基本方針

### 【いじめの定義】

一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為で、当該生徒が心身の苦痛を感じているもの

# 未然防止は 平時から

## ① いじめの疑い 「芽」の発見

組織として「いじめが認められない」と判断するまで対応を継続する（個人で判断しない）

子どもの些細な変化  
集団の様子  
落書きや書き込み  
アンケートの回答  
相談や訴えなど・・・

いじめ行為を認知した場合は

## ② 「機を逃さぬ指導」

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事  
各学年の主任と生活係・特別支援学級主任

いじめの疑いを見したことを肯定的にとらえ速やかに報告

## ③ 「いじめ防止対策委員会」

誰にも報告せず抱え込むことのないように・・・

## ④ 「いじめの実態把握」

5W1H（いつ、どこで、誰が、何が原因で、どんな方法で、何をした）

### 【被害者のケア】

～安全を第一に考える～

## ⑤ 「指導方針・対策の決定」

指導目標の明確化 全教職員での共通理解  
教職員の役割分担 SSW・SC との連携  
情報集約者の対応記録の徹底 関係機関との連携

### 【保護者】 との連携

状況把握・協力依頼

## ⑥ 「子どもへの支援・指導」

個別の指導・支援 学級・学年指導  
道徳科等の授業 生徒会の取組 再発防止  
支援及び指導の記録化・情報管理の徹底

## ⑦ 「継続的な見守り」

個別の指導・支援 学級・学年指導  
道徳科等の授業 生徒会の取組

## ⑧ 「いじめの「解消」判断

心理的・物理的影響を与える行為（インターネット含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること  
被害者生徒が心身の苦痛を感じていないかどうかを、本人、保護者と面談等で確認する。

日常的な観察

# ①いじめの疑い「芽」の発見

いじめは大人が気付きにくい時間や場所、ネット上を選んで行われており、また、「親に心配をかけたくない」などといった心理が働き、本人からの訴えは少ない傾向があります。

## 「発見できていないいじめがどこかにひそんでいる」

という認識をもって、子どもたちを注意深く観察し、いじめの「芽」の発見に努めることが重要です。

### ◆早期発見チェックシート

#### 【表情・態度】

- 笑顔がなく、沈んでいる
- 視線をそらし、合わそうとしない
- 表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない
- 感情の起伏が激しい
- ぼんやりとしていることが多い
- わざとらしくはしゃいでいる
- 周りの様子を気にし、おどおどしている
- いつもひとりぼっちである

#### 【身体・服装】

- 身体に原因不明な傷がある
- 顔色が悪く、活気がない
- 寝不足等で顔がむくんでいる
- ボタンが取れていたり、ポケットが破けている
- シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている
- けがの原因を聞いてもあいまいに答える
- 登校時に、体の不調を訴える
- 服に靴の跡が付いている

#### 【持ち物・金銭】

- 鞆や筆箱等が隠される
- 作品や掲示物にいたずらされる
- 机や椅子が傷つけられたり、落書きされたりする
- 鞆や机が隠されたり、いたずらされたりする
- ノートや教科書に落書きがある
- 必要以上のお金を持っている

#### 【言葉・行動】

- 欠席や遅刻、登校渋りが多くなる
- 一人でいたり、泣いていたりする
- 忘れ物が急に多くなる
- すぐに保健室に行きたがる
- 休み時間に教室の外に出たがらない
- 昼休みに体育館や校庭に出たがらない
- 他の子どもから言葉がけをされない
- 教室に遅れて入ってくる
- いつも人の嫌がる仕事をしている
- 職員室や保健室の前でうろうろしている
- 家から金品を持ち出す

#### 【遊び・友人関係】

- 遊びの中に入っていない
- 友達から不快に思う呼び方をされる
- 特定グループと常に行動を共にしている
- 付き合う友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がる
- 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする
- 遊びの中で、いつも鬼ごっこの鬼やサッカーのキーパーなど、特定の役割をさせられる

#### 【教職員との関係】

- 教職員と視線を合わさない
- 教職員との会話を避ける
- 教職員と関わろうとせず、避ける

## ②機を逃がさない指導

### 【日常的な観察】

早期発見チェックシートを活用し、気になる子どもがいた場合は、声かけとともに、対策組織に気になる子どもの様子を伝える

### 【集団における人間関係の把握】

一見仲良く見えるグループにおいても、いじめは発生します。学級内にどのようなグループがあり、人間関係がどうであるかの視点で観察する。

### 【日記や生活ノート】

子どもたちとやり取りしているノートなどにSOSのサインを伝えてくる場合があります。記載があった場合は個人で安易に判断せず、対策組織への報告とともに、教育相談や家庭訪問等の対応を速やかに行う。

### 【教育相談】

意図的に声をかけコミュニケーションを図るなど、子どもが気軽に相談できる環境づくりに努めます。また、「いじめホットライン」等の相談窓口を周知します。

### 【いじめアンケート】

子どもが安心して回答できるよう実施方法を工夫し、定期的の実施します。集まった情報は対策組織で共有した後に全教職員で共有します。（回答は少なくとも卒業時までには保存）

### CHECK

- 毎学期にいじめの定義や対応を確認する
- いじめか否か、深刻か否かを個人では判断しない
- 教育相談やアンケートの情報は、全教職員で共有する

## ③いじめ防止対策委員会への報告

いじめの発生が自分の指導力を否定されたように感じ、誰にも報告せずに抱え込んでしまったり、高圧的な指導で謝罪等の一時的な解決で済ませてしまうことがあります。その結果、全体を把握しないままの不十分な指導となり、重大化してしまう可能性があります。組織的な対応によって早期発見に努めることが重要です。

### CHECK

- 発見、相談を受けた際は、他の業務に優先して速やかに対応する
- 確証がなく「疑い」の段階であっても報告する
- 5W1Hを基本とし、客観的な事実を報告する
- 訴えや相談の場合は、できる限り聞いた言葉をそのまま報告する
- すでに対応や指導を行っている場合は、その内容も併せて報告する

## ④いじめの実態把握

### 【いじめの4層構造】

- ①被害者（いじめられている子ども）
- ②加害者（いじめている子ども）
- ③観衆（はやしたてる子ども）
- ④傍観者（見て見ぬふりをしている子ども）

いじめ解消に向け、適切な指導や効果的な取り組みを進めるには、いじめの全体像を正確に把握する必要があります。時間が経過するにつれ、子どもたちは尊等に影響され、記憶があいまいになり、事実関係の整理そのものに大きな困難が生じます。可能な限り速やかに聞き取りを行い、事実関係を把握することが大切。

### CHECK

- 情報収集（記録）、聞き取りの各担当を決め、随時報告する
- 聞き取りは、子どもが話しやすい人間関係のある教職員を担当とする
- 可能な限り、聞き取りは複数の教職員で行う
- 5W1Hを基本とし、聞き取った内容や学校が行った対応などをすべて記録する
- 記録は、子どもの卒業後も、指導要録の保存期間に合わせて5年間は保存する

## 【いじめられている子どもへの聴き取りの留意事項】

- 子供が話しやすい信頼関係のある教職員が聴き取りを行う（できるだけ複数の教職員で）
- 他の子どもの目に触れないなど、安心して話せる場所を選ぶ
- 子どものケアを行いつつ、聴き取りを進める
- 「いじめは絶対に許さない」「最後まで守り抜く」という姿勢をしっかりと示す
- いじめを受けた辛さや悔しさに共感しながら、丁寧に事実の確認を行う（5W1H）
- 「君にも原因がある」「君も悪い」等という言葉かけを絶対しない

## 【いじめている子どもへの聴き取りの留意事項】

- 子どもが話しやすい信頼関係のある教職員が聴き取りを行う（できるだけ複数の教職員で）
- 他の子どもの目に触れないなど、素直に話せる場所を選ぶ
- いじめ行為を行うに至った気持ちや背景に目を向けながら、丁寧に事実確認を行う（5W1H）
- 具体的な行為を確認していく（無視したのかではなく、返事をしなかったのか）
- 関係する子供が複数いる場合、個別の聞き取りを行い、それぞれが話した内容に整合性があるかを確認しながら実態を把握する

### CHECK

- 長時間の聞き取りをしないこと
- 深夜に及ぶ聞き取りをしない
- 原則として、被害者側を同席させない
- 原則として、関係生徒を同席させない
- 誘導となり得る質問を避ける

## ⑤指導方針・再発防止対策の検討・決定

### 【いじめ行為の重篤度に応じた指導】

レベル1	担任・学年教員で対応し、解決を図る
□ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動（荒っぽい言葉使い、乱暴な振る舞い）	
*指導後も改善が見られず同様の行為を繰り返す場合は「レベル2」の対応を行う	

レベル2	担任・学年教員とともに、管理職・生徒指導主事が指導し、同じことが繰り返されないよう保護者を交えて指導する
□仲間外れ □悪ぐち・陰口 □軽度の暴言	
*加害・被害生徒の関係性、頻度、周囲の影響の要素を総合的に見て、レベルの判断をする	
*教育的見地から見て「レベル2」として指導するのが適切と判断される場合	
*指導後にも反省が見られず同様の行為を繰り返す場合は「レベル3」の対応を行う	

レベル3	管理職が警察・福祉部局と連携し、指導計画を立て学校で指導するとともに、保護者にも働きかけ家庭指導する
□暴言・誹謗中傷行為（「死ぬ」「うざい」などの書き込み、集団での誹謗中傷、様態が悪質で被害が大きいもの）	
□脅迫・強要行為（様態・被害・影響が比較的軽いもので、レベル4に至らないもの）	
□暴力（蹴る・叩く・足をかける等様態・被害・影響の比較的軽いもので、レベル4の暴力にあたらないもの）	
*教育的見地から見て「レベル3」として指導するのが適切と判断される場合	
*指導後にも反省が見られず同様の行為を繰り返す場合は「レベル4」の対応を行う	

レベル4	教育委員会が出席停止を行い、指導計画に基づき、家庭・校外で指導する
<input type="checkbox"/> 重い暴力・傷害行為 <input type="checkbox"/> 重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼす行為のうちレベル5に至らないもの） ＊教育的見地から見て「レベル4」として指導するのが適切と判断される場合 ＊被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護、加害生徒への教育的指導の見地から必要と判断した場合、出席停止を活用する ＊指導後にも反省が見られず同様の行為を繰り返す場合は「レベル5」の対応を行う	

レベル5	教育委員会が主導で、警察・福祉機関・児童福祉施設等と学校の連携を図り対応する
<input type="checkbox"/> 極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（様態・被害の程度・背景事情を考慮する） ＊教育的見地から見て「レベル5」として指導するのが適切と判断される場合	

【具体的対応の例示】

1) 加害生徒への説諭	担任・学年団・養護教諭・部活動顧問・生徒指導主事・管理職
2) 学級での話し合い	学級全体の問題としてとらえ、各自が行動を振り返るとともに、連帯感、人間関係が確立できるよう具体的目標や行動、取り組みを話し合う。また、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る
3) 加害・被害生徒での話し合い	状況に応じて実施の有無を判断し、教職員がサポートし、解決に向けた話し合いを行う
4) 教職員・管理職による講話	学級会・学年集会・全校集会
5) ゲストティーチャーによる講話	保護者、地域の方、外部人材等による学級・学年・学校全体への講話
6) 清掃活動、ボランティア活動、体験活動への参加	加害生徒が自主的に行うことができる活動への参加。達成感や人間関係の深化が得られるような行事・活動を企画し、学級・学年・学校全体で取り組む
7) 生徒会活動	学校全体の問題としていじめ未然防止や解決に向けた取り組みを生徒会活動として取り組む（〇〇宣言、△△アピールなど）
8) 読書・映画等の教材活用、感想文	加害生徒が自身を振り返り、言動を改めるきっかけとなるようなものを紹介し、感想をまとめたり話し合ったりする
9) 家庭での話し合い	保護者の協力を得て、加害生徒が家族で話し合い、自身の行動の反省と決意を整理する
10) 作文、反省文、プレゼン等による加害生徒の意思表示	家庭で話し合った結果を文章にまとめるなど、今後の決意を表明する
11) 保護者への説諭（管理職・警察OB等）	加害生徒に対する学校の指導方針を示し、家庭と連携した指導を行うための助言・説諭を行って保護者の協力を求める
12) 非行防止教室の活用	いじめの未然防止や法規解決に向けた内容を盛り込み開催
13) 少年サポートセンターとの連携	少年相談、立ち直り支援活動等の活用
14) 警察、福祉施設への相談・通報	相談・報告をもとに、外部機関・施設等と連携した対応を進める
15) スクールカウンセラーとの連携	SCと連携し、カウンセリングを通して生徒・保護者への対応を行う
16) 教育委員会指導主事・支援員の要請、専門家の助言 支援要請	事案に応じて、短期・中期・長期指導計画を立て取り組む 規範意識・社会性・学習支援・情緒の安定・福祉機関と連携した家庭支援 警察・福祉機関等と連携した立ち直り支援
17) レベル3～5で対応が困難な場合	速やかに、北海道教育委員会に緊急支援チーム派遣要請

## ⑥子どもへの支援・指導

### 【いじめられている子どもへの対応の留意事項】

- 「いじめは絶対に許さない」「最後まで守り抜く」という姿勢をしっかりと示す
- 学校全体で組織的に解決していく姿勢を示す
- いじめを受けたことの屈辱感や恥ずかしさを感じていることが多いので、いじめの卑劣さを語るなど、子どもの心をほぐし支援する
- 「君にも原因がある」「君も悪い」等という言葉かけを絶対しない
- 子どもの安心が保持できるまでは、毎日、下校前などに、いじめ行為がなかったか、不安な気持ち等はどうかを確認する

### 【いじめられている保護者への対応】

- いじめを把握した際には、速やかに（原則当日）家庭訪問等により保護者と直接面会し、把握できている状況を伝えるとともに、当面の対応や指導方針を伝える
- 保護者の不安な気持ちやつらい気持ちを共感しながら受け止める
- 学校における子どものケアを伝えるとともに、家庭におけるケアを依頼する
- 子どもが安心な状況になるまでは、毎日連絡を取り、学校の様子を伝えるとともに、家庭での様子を聴き取る

精神的に不安定な場合、カウンセリングや医療機関によるケアを勧める。可能な限り教職員や SC 等が寄り添いながら、専門機関による支援につなげる。兄弟姉妹がいる場合は、必要に応じ、本人の意思を尊重しながら、学校生活を送るうえでのケアを行う。

### 【いじめている子どもへの対応の留意事項】

- いじめ行為を行うに至った気持ちを聴き取り、一人一人の子どもの背景等を踏まえながら、人格形成を支援する姿勢で支援する
- 本人に意図や悪意がない場合であっても、いじめであることを指摘し指導する
- いじめられている子どもの心の痛みに思いをめぐらせ、自ら「いじめの非」に気付くことができるまで、粘り強く指導を行う
- いじめによって得たかったものを考えさせ、それを得るための他の方法を考えさせる

### 【いじめている保護者への対応】

- 正確かつ客観的な事実を説明するとともに、いじめられている子どもや保護者の状況や気持ち、よりよい解決を目指している学校の思いを伝える
- 「いじめました」と伝えるのではなく、具体的な行為を示し、学校として「いじめと判断した」旨を伝える
- 学校として指導の目的や方針を明確に伝え、家庭において協力してもらいたいことを具体的に伝える

### 【周りの子どもへの対応の留意事項】

- 学級や学年全体にいじめ行為があったことを伝える際には、いじめられている子ども、いじめている子どもに対して、事前に話す目的と内容を伝えておく
- 観衆（はやしたてる子ども）や傍観者（見て見ぬふりをしている子ども）の立場にある子どもに対して、いじめ行為を止めることができない無力感や罪悪感などの心情を抱いている子どもがいることを踏まえて指導にあたる
- 一人一人が少しの勇気を出して行動を起こすことが、いじめられる子ども、いじめる子どもを集団の中に生み出さないことを理解させる

## ⑦継続的な見守り

いじめが止んだ状態であっても、十分に注意しながら観察を続けます。特に、いじめられた子どもに対しては、観察のみならず、声掛け等を積極的に行いながら、精神的な被害の把握に努めます。見守りについては、報告・連絡・相談及び記録の方法等を明確にし、情報共有しながら組織的な対応を進めることが大切です

### CHECK

- 見守り（観察）は、授業や部活動等に関わる全ての教職員で行う
- 情報収集の担当を決め、随時報告するとともに記録を徹底する
- 精神的な被害は把握しにくいいため、表面的な状況のみで安易に解消したと判断しない
- 保護者の承諾を得て、スクールカウンセラーの定期的な活用を行う
- 定期的に保護者と連絡をとり、学校・家庭での子どもの様子を共有する

単に「一緒に楽しそうに遊んでいた」などの表面的な状況をもって、いじめが解消されたと安易に判断し、終えてしまってはいけません。少なくとも以下の2つの要件が満たされていることを含め、教職員個人で判断するのではなく、対策組織で「見守りの記録」や子どもの状況等を総合的に検討したうえで判断します。

## ⑧いじめの解消

### 【いじめが解消している状態にかかる要件】

いじめの行為が止んでいる筈

相当な期間（3か月を目安）いじめが止んでいる状態が継続していること。ただし、被害の重大性により、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は対策委員会の判断により期間を設定する

被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する

## ⑨いじめ重大事態

①当該生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

②当該生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

\*生徒・保護者から申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査を行う

- ・教育委員会と連携して対応
- ・上記要件に明らかに当てはまらないとき以外は、重大事態調査を実施
- ・調査の目的や進め方について、関係児童生徒、保護者に説明し、共通理解を図りながら進める
- ・実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要
- ・犯罪行為として取り扱われるべきことが明らかで、学校だけで対応しきれない場合、直ちに警察と連携

# 聴き取りシート

本シートはいじめ等の問題行動等の発生・発覚に際して、電話や面談での聴き取り内容を記録するものです。本シートに記録した内容は、速やかにいじめ防止対策委員会に報告してください。

② Open Question (1問1答はダメ→回答のコントロール権を子どもに渡すこと)

② 「～のこともっと詳しく教えて」「それから？」など、子どもに話をさせること

対象者氏名	年 組		加・被の別	加 害 ・ 被 害 その他 ( )	
聴き取り日時	月 日 ( )		聴き取り者	レベル	
	時から	時まで	記 録 者		
いつ	どこで	誰から	何をされたか		その時の気持ち

説明図 (誰に、どの位置で、どんなことをされたか)

# 聴き取りシート

本シートはいじめ等の問題行動等の発生・発覚に際して、電話や面談での聴き取り内容を記録するものです。本シートに記録した内容は、速やかにいじめ防止対策委員会に報告してください。

② Open Question (1問1答はダメ→回答のコントロール権を子どもに渡すこと)

② 「～のこともっと詳しく教えて」「それから？」など、子どもに話をさせること

対象者氏名	年 組		加・被の別	加 害 ・ 被 害 その他 ( )	
聴き取り日時	月 日 ( )		聴き取り者	レベル	
	時から	時まで	記 録 者		
いつ	どこで	誰から	何をされたか		その時の気持ち

説明図 (誰に、どの位置で、どんなことをされたか)

